

令和2年3月2日(月)

開会 (9:55)

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が9名であり定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「補正予算」5件、「条例の一部を改正する条例」3件、「指定管理者の指定」1件、「市道路線の認定」1件の計10件である。

議案の審査に入る前に議第45号市道路線の認定について提案されているので先に現地調査を行いその後各議案の審査に入る。そのため会議を暫時休憩する。

(休憩 9:56)

市道路線認定箇所の視察 (中条)

(再開 10:30)

○渡辺秀敏委員長

会議再開。議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。先週の総務文教常任委員会、厚生環境常任委員会とずっと新型コロナウイルスの話をしたが、今日もせざるを得ない状況である。明日から胎内市の小中学校は3月24日まで休校という取り扱いにした。なかよしクラブは夏休み等と同じような取り扱いにしていく。先週の土曜日2月29日だが新潟市で感染が確認されたということで、それを受けて胎内市においても設置していた新型コロナウイルス感染症に関する警戒本部から対策本部に変えた。本日朝8時半から第1回目の対策本部会議を開催した。その中ではなかよしクラブや保育園、社会教育施設、社会体育施設をどうやっていくかということで、我々も初めての経験の中で対応していかなければいけないということで、いくつかの課題が洗い出されてきた。早急に対応を決定しながら皆さん並びに市民に情報を迅速に正しく伝えながらやって行きたい。本日は案件が10件だがよろしく審議願いたい。

議第17号 令和元年度胎内市簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)

榎本上下水道課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ9千円を追加し、その総額を1億8,710万1千円とするもの。歳出としては、第4款1項1目予備費を増額し、歳入では、第3款1項1目一般会計繰入金について普通交付税の追加交付分を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第18号 令和元年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億270万円を追加し、その総額を5億5,152万2千円とするもの。歳出の主なものは、第1款農林水産業費1項2目地域活性化センター運営費の需用費売店材料費を130万円減額した。これは乳製品の製造の停止、また台風によるイベント出店の中止、活性化センターが仕入れるハム製品の販売が減少したことによるもの。3目米粉製造施設運営費では、米粉の製造販売に係る今年度の実績見込みにより、米粉製造処理業務委託料を1億400万円増額した。当初予定していた原料持ち込みによる委託製粉が200トン減少し、お菓子用の米粉販売が600トン増加した。合わせて原料価格が高騰したものによる。これによる今年度製造量は2,500トンを予定している。歳入では、1款事業収入1項1目活性化センター事業収入で売店収入を減額し、2項1目米粉製造事業収入では歳出で増額した委託料に対応した金額を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第19号 令和元年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,050万円を追加し、その総額を1億7,643万3千円とするもの。歳出の主なものは、第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費、積立金において今後の施設の大規模改修に備えるため基金2,050万円増額した。予備費において、今後の予定がないことから1千万円減額した。歳入では、4款諸収入、雑入で1,050万円増額、今年度は小雪ではあるが、冬季間雨天の日も多く、発電量が増加したことにより売電収入の増収が見込まれる。歳出の予備費の減額、歳入の売電収入を合わせて基金積み立てを行う。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第20号 令和元年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第5号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に27万2千円を追加し、その総額を11億7,411万8千円とするもの。内容とし

ては、第1款2項2目他会計補助金において、普通交付税の追加交付分に係る一般会計補助金を増額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第21号 令和元年度胎内市水道事業会計補正予算（第5号）

榎本上下水道課長説明

資本的収入から752万円を減額し、その総額を2億2,540万円に、資本的支出から1,209万6千円を減額し、その総額を4億7,702万6千円とするもの。内容としては、非常用自家発電設備の整備について、被災想定を踏まえた費用対効果を再考するため事業を延期したことにより補正を行うものであり、資本的支出の第1款1項1目施設整備費の自家発電機等実施設計業務委託料を減額し、資本的収入の第1款2項1目国庫補助金の水道水源開発等施設整備費国庫補助金と第3項1目他会計出資金の非常用自家発電設備整備事業に要する一般会計出資金を減額するものである。また、第3条債務負担行為の補正については、新発田市との間で、緊急時における相互の応急給水を行う協定を本年度に締結し、令和2年度から令和3年度にかけて緊急時用連絡管整備事業を実施するため、その負担金に係る債務負担行為を追加するもの。なお、この協定は議第41号で提案している胎内市との間で締結した定住自立圏形成協定変更に伴う上水道の共同利用に係るものである。

質疑

○森田幸衛委員

予定していた委託を費用対効果の関係で再度見直すとのことだが、やらない方向なのか。

○榎本上下水道課長

事業は取り止めではなく、非常用発電設備についていろいろ検討事項がまだあるということで、事業を延期する。

○森田幸衛委員

やがてはしかるべき方向でやるということでもいいかと思うが、その際は、水道水源開発等施設整備費国庫補助金は大丈夫なのか。

○榎本上下水道課長

国からの補助金については国土強靱化計画3カ年計画に基づく補助金であり、事業が遅れることにより3カ年の期間に外れるということがあれば、無しになる可能性もあるが、国では非常用発電設備の無い水道施設については引き続き補助金は残ると見込んでいる。

○丸山孝博委員

当初で非常用自家発電設備を予定していたものは、どのくらいの能力でどこに設置予定だったのか。

○榎本上下水道課長

今回予定したものは、並槻浄水場の必要最低限と思われるポンプの起動に係るもので、容量的には300キロボルトアンペアの容量のものを、灯油を使っての発電機を想定していた。それについては、停電があってもその時だけ使える設備であり、概算ではあるが3億円かかる見込みであり、その設計に要する費用が1,200万円程度ということ。

○丸山孝博委員

被災想定を踏まえたということは、これからかなり予算的にはボリュームが増えてくるということで理解していいか。

○榎本上下水道課長

この発電機については単に停電の時だけの電源、ソースに限られた発電ではなく、例えば常にベースロード的なもので発電するようなものを設置した場合、仮に浄水場の電気代が少なくなるということは望めるが、非常時だけではなく常時発電できるような施設についても

検討を深めるべきと考えていて、そういった場合になると容量的に少し大きくなると思うので、事業費が増額になるということも想定している。

○渡辺宏行委員

債務負担の関係だが、新発田市との緊急時の対応ということで連絡管を整備するという内容だが、具体的にどういう中身か。

○榎本上下水道課長

胎内市と新発田市との隣接する箇所は、新発田市は大野集落で胎内市は城塚集落。胎内市の100ミリの配水管が城塚を通過しており、アクセス道を横断して新発田市の大野集落まで水道管を接続することにより、いざという時には新発田市からの給水や新発田市からの給水を想定している。距離的には新発田市が600メートル、胎内市はアクセス道を横断したすぐのところに管が入っているので、胎内市の負担はそれほどではないと考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第31号 胎内市露店市場管理条例の一部を改正する条例

南波商工観光課長説明

中条まつりにおける出店料について、市の露店市場の管理に要する経費との兼ね合いや、近隣市の類似の出店料等も勘案して、一定の引上げを行うもの。露店に管理に関する経費は年間で17万円必要である。それに対して出店料の平均は10万円程度である。近隣市の状況は村上市は2メートルで千円、4メートルで2千円、新発田市は1.8メートル以下で500円、1.8メートルを超えて3.6メートル以内が千円となっている。

質疑

○森田幸衛委員

新しい料金になったらどのくらいの改善額になるのか。

○南波商工観光課長

3年間の平均だがおおよそ5万円から7万円なので、平均で6万円位。今、10万円位の歳入があるので、それが15万円から17万円の間になる。係る経費が17万円位なので大体均衡が取れると試算している。

○森田幸衛委員

露店商の方々との交渉はどのようにしたか。

○南波商工観光課長

露店商の代表の方と話をし、新発田がこれくらいの金額なので、やむを得ないというわけではないが、了承してもらった。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第32号 胎内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

田中地域整備課長説明

占用の期間が1月未満である道路占用料の額について、その料金の性格等を勘案し、令和2年度から、消費税等の税率の引上げ分を転嫁すべく改正を行うもの。1.08を乗じて得た額とあるものを、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額に改めるもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第33号 胎内市営住宅条例の一部を改正する条例

田中地域整備課長説明

民法の一部改正により、民事法定利率が、5パーセントから3パーセントに引き下げられるとともに、3年ごとに見直す変動制に改められることに伴い、市営住宅の不正入居者に対する明渡し時の利息の適用利率について、公営住宅法の改正に倣い、所要の改正を行うもの。年5分の割合とあるものを、法定利率に改めるもの。

質疑

○森田幸衛委員

不正入居者とはどのような人を言うのか。また、胎内市にどの位の人がいるのか。

○田中地域整備課長

市営住宅条例の中で、第44条に入居者が不正の行為により入居した時とあるが、この部分で入居した方ということで虚偽の申請などにより入居した人。現在該当者はいない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について

田中地域整備課長説明

中条駅前広場について、令和2年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、引き続き、有限会社中条開発を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせるもの。指定管理を委託する施設は中条駅東口広場、西口広場、東西自由通路である。指定管理の内容は、清掃・植栽管理・駐車場・駐輪場の管理などの施設管理業務のほか、観光交流室での観光案内や売店営業をお願いしたいと考えている。指定管理者の候補者の選定に当たっては、公募を行い、同社1者から応募があり、選定委員会を開催し、指定管理者の選定基準に照らして今後の事業運営等について審査を行った結果、同社は指定管理者として適当であると判断した。

質疑

○天木義人委員

この施設は出来て1年未満だが、現状どのような格好で利用されているか。利用人数はどれくらいか。1年未満なのに次の更新が5年間を設定しているが、なぜ5年なのか。

○田中地域整備課長

ひと月の利用者の平均が約1万人、その内売店利用者が3千500人。5年にしたということは1年通して順調に管理してもらったので最長の5年にした。

○天木義人委員

一挙に1年から5年になったわけだが、普通は2年とか3年というのがあると思うが、始まったばかりで5年というのは少し長いと思ったが、他にいなければ仕方がないということか。

○高橋副市長

長さということは、観光交流室を運営する時に人を雇用するという観点からすると、1年、1年で切られると雇用する側も問題が出てくるだろうし、される側もちろんあるだろうし、5年という一定の期間があるということになると、雇用する側もされる側も安定した経営になるのではないかという観点も含めて今回は5年にした。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第45号 胎内市道路線の認定について

田中地域整備課長説明

ウエストタウン中条1号線、ウエストタウン中条2号線の2路線については、民間業者が宅地造成した道路を寄付採納したものであり、いずれの線も市道の認定基準を満たすものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 11:05)